

令和7年度皇居外苑北の丸公園北桔橋門前公園入口測量設計業務

特記仕様書

令和7年5月

環境省皇居外苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年8月29日（金）までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であること。

① 下記の資格のいずれかを有する者

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）
- ・上記と同等以上の資格。

② 下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

① 下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（建設部門 都市及び地方計画）

- ・ R C C M（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）

- ・ 上記と同等以上の資格

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第6条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、2回を想定している。

第7条 業務計画書

受注者は、契約後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。

第8条 配置技術者の確認について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1. 12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は6回とする。

1)業務着手時

2)中間時 3回

3)業務完了時

第10条 成果物の提出

1. 成果品は、紙媒体及び電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出すること。
2. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
3. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。また、図面は CAD（ファイル形式は.DXF、SFC、P21 のいずれか）並びに PDF 形式で納品すること。
4. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

第 11 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 12 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 13 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

第 14 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 15 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 16 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 17 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

第 2 章 業務内容

第 18 条 業務の目的

皇居外苑北の丸公園は、江戸時代に造成された江戸城北の丸が原型となり、「皇居並びにその周辺の景観と連繋を図る、清楚かつ品位ある樹木の多い公園」として整備され、1969 年（昭和 44 年）に国民公園として開園した。この北の丸公園の北桔橋門側の入口は、皇居東御苑の北桔橋のほか東京国立近代美術館や国立公文書館等が並ぶ代官町通りに面しており、動線上重要な入口であるものの、これらの施設利用者を公園内まで誘導できておらず、ゲート性を高めることが求められている。

本業務は、この北の丸公園北桔橋門口のゲート機能向上のための改修に必要な、測量及び設計を行うものである。

第 19 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものとする。

第 20 条 測量

本業務の設計に活用するため、以下の測量を実施する。

- | | | |
|---------------|--------|---------------|
| (1) 4 級基準点測量 | 2 点 | 伐採なし、永久標識設置なし |
| (2) 4 級水準測量観測 | 0.16km | |
| (3) 作業計画 | 1 業務 | |
| (4) 現地踏査 | 0.16km | |
| (5) I P 設置 | 0.16km | |
| (6) 中心線測量 | 0.16km | |
| (7) 仮 BM 設置測量 | 0.16km | |
| (8) 縦断測量 | 0.16km | |
| (9) 横断測量 | 0.08km | |

第 21 条 基本設計

(1) 歩道基本設計業務

1 余条件の細部検討

令和 6 年度皇居外苑北の丸公園再整備基本計画策定業務（以下、「再整備計画」とする。）等の前提条件により、基本設計に必要な与条件について確認、整理する。

2 諸施設の検討及び設定

再整備計画を基に、必要な施設の配置、規模、構造等について検討する。

3 基本設計図の作成

全体平面図、各種基本設計図、主要施設構造図等の基本設計図を作成する。

4 概算工事費の算出

基本設計図を基に概算工事費を算出する。

5 基本設計説明書の作成

基本設計の結果を基本設計説明書としてとりまとめる。

6 照査

基本設計内容について照査を行う。

7 鳥瞰図又は透視図作成 A3 サイズ×1

A3 サイズ、2 枚程度作成する。

第 22 条 実施設計

既往資料及び基本設計をもとに、実施設計を行う。実施設計の内容は次のとおりである。

(1) 設計内容

①擁壁設計

石積み擁壁の設計を行う。構造は比較表を作成し、発注者と調整を行ったうえで決定をすること。構造は基本設計の結果を基に検討するが、重力式擁壁、表面は化粧石張り（安山岩系）を想定している。

なお、想定規模は以下のとおり。

L = 60m 程度 × 東側 1 か所、L = 90m 程度 × 西側 1 か所 h = 0 ~ 3000mm 程度の範囲

②歩道舗装設計

既存歩道の表面の撤去ならびに景観舗装としての復旧を行う。

A = 375 m² 程度

歩道舗装の材質については、比較表を作成し、発注者と調整を行い、決定をする。

③ファニチュア設計

ベンチを 4 基設置する。また、既存の園名サインの移設を行う。

ベンチ構造については比較表を作成し、発注者と調整のうえ決定すること。

④植栽設計

既存の植栽、パイプ柵の撤去を行うとともに、①の石積み擁壁設置に合わせて植栽を行う。植栽樹種は発注者と調整を行い決定する。

新植	中高木	45 本程度
	芝生	111 m ² 程度
	低木・地被類	180 株程度

(2) 実施設計図の作成

「自然公園等工事設計図作成要領及び同解説」（自然公園編）に基づき、全体平面図、実施設計平面図、縦横談ず、施設詳細図、工法・仮設図等を作成する。

(3) 数量計算

上記設計内容について、単位数量計算、内訳数量計算を行う。

(4) 積算

数量計算をもとに下記を作成し、工事費の算出を行う。

- ・工事費内訳書
- ・代価表、単価表
- ・工事費算出根拠資料（物価資料比較表、見積比較表）

設計書の作成に使用する積算基準は「自然公園等積算基準（自然公園編）」及び「土木工事標準積算基準書」を基本とし、その他の基準については調査職員と調整のうえ適用すること。

物価資料及び見積もりによる歩掛、単価の取得や採用方法については、調査職員と調整のうえ決定すること。

（５）実施設計説明書の作成

実施設計の結果を実施設計説明書としてとりまとめる。

（６）照査

実施設計内容について照査を行う。

第 3 章 その他

第 23 条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

種類	年度	図書名	備考
報告書	令和 6 年度	北の丸公園利用施設再整備計画策定業務	同電子データ
報告書	令和 5 年度	北の丸公園の利用の在り方に関する検討会 報告書	同電子データ

第 24 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 25 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第 26 条 疑義

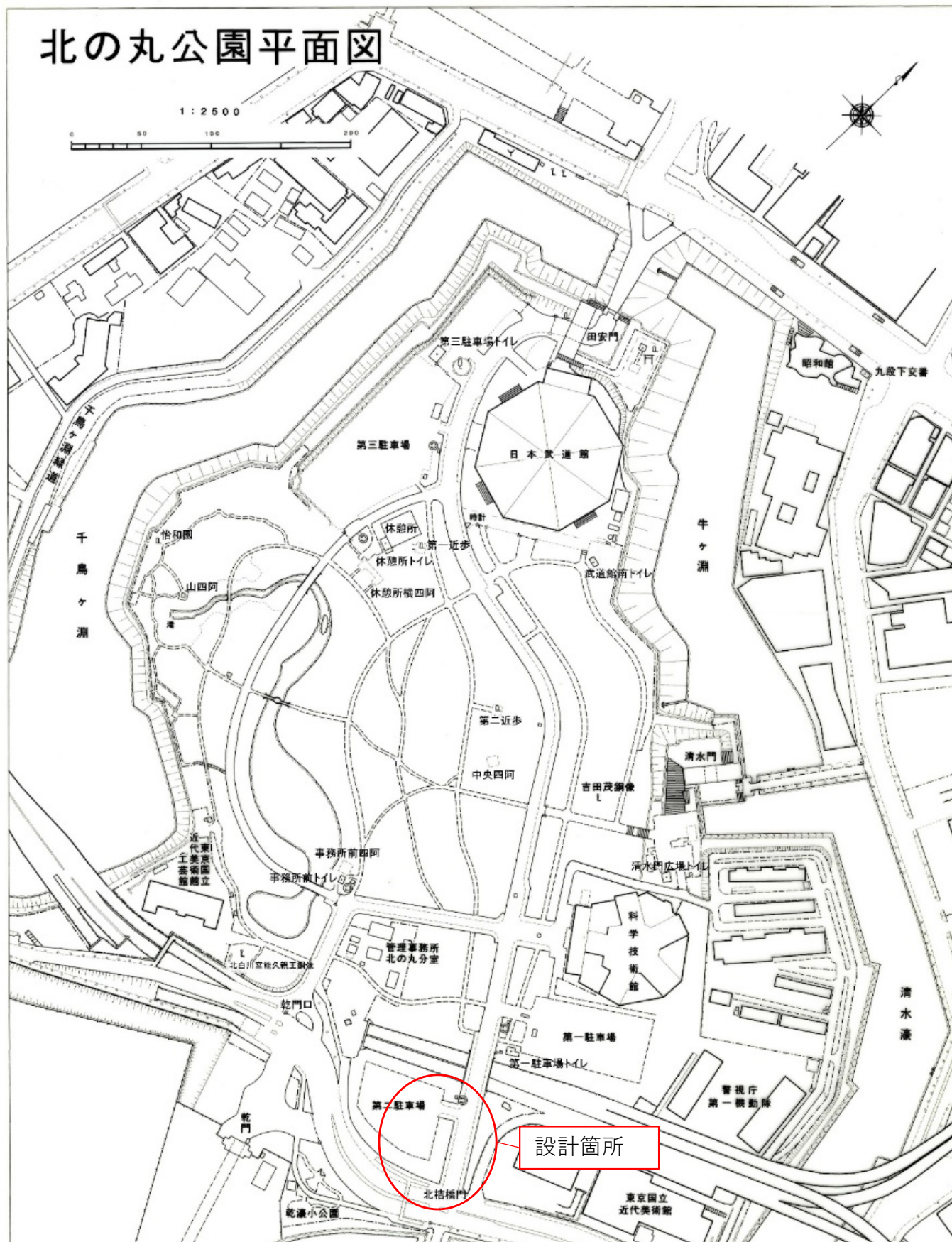
本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 27 条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

以上

別添 1



令和7年度皇居外苑北の丸公園北桔門前公園入口測量設計業務